

基本理念

条例第3条

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行を見直しましょう。

男女は、お互いに人権を尊重しましょう。

男女が、方針の立案や決定に共同して参画できるようにしましょう。

基本理念

国際社会の取組に協調して、男女共同参画を推進しましょう。

男女が、家庭生活と地域や職場などでの活動との両立ができるようにしましょう。

男女が、生涯に渡り健康な生活を営むために、お互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利について、自らの意思が十分に尊重されるようにしましょう。

責 務

条例第4～6条

町民(教育関係者も含む)は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に男女共同参画の推進に取り組みましょう。

事業者は、事業活動において、自ら積極的に男女共同参画の推進に取り組みとともに、町が実施する施策に協力しましょう。

町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。町民(教育関係者を含む)と事業者と協働して、男女共同参画の推進に取り組みます。

権利侵害 の禁止

条例第7条

次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはなりません。

- ① 性別による差別的な扱い
- ② セクシュアル・ハラスメント(相手の望まない性的な言動等)
- ③ ドメスティック・バイオレンス(親密な関係の間の暴力)